

第 5 章 地域支援事業の展開

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下「要支援者等」という。）に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として、訪問型サービス及び通所型サービス等を提供します。

また、総合事業のみを利用する方に対するサービス計画の作成は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント事業において実施します。

① 訪問型サービス

市では平成29年から従来の訪問介護に相当するサービスとして、指定事業所の訪問介護員等によるサービス（介護予防訪問介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）を実施しています。

訪問型サービスA	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に訪問介護員又は一定の研修受講修了者が行う生活援助等のサービス
訪問型サービスB	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援サービス
訪問型サービスC	特に閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職がその方の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービス
訪問型サービスD	通院等をする場合における送迎時の付き添い支援で、訪問型サービスBに準じて行う移送前後の生活支援サービス

訪問型サービスAについては、働き手の確保が課題となっていることから、従来の「認定訪問介護員合同養成講座」から、上位の資格取得につながりやすい「入門的研修」にレベルアップし、充実を図っています。今後は、要介護1・2の生活援助サービスについて、介護給付対象外とする国の検討を視野に入れながら、制度を再検討していきます。また、担い手である認定訪問介護員の養成、研修内容を検討していきます。

なお、訪問型サービスBCDについては、引き続き検討します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	46,537	44,061	42,552	40,467	41,965	43,517	42,299

※令和5年度は見込値

② 通所型サービス

市では平成29年から、従来の通所介護に相当するサービスとして、通所介護指定事業所の従事者による通所サービス（介護予防通所介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を実施しています。通所型サービスCは、地域の通いの場の整備状況等を踏まえ、引き続き検討します。

今後も、引き続き医療機関の理学療法士などのリハビリテーション専門職が関わるプログラムの検討など、魅力的なプログラムの実施に努めるとともに、地域の通いの場等の情報を集約した「地域活動マップ」を作成、配布し、高齢者の介護予防及び健康増進を促進します。

通所型サービスA	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業として、ミニデイサービス、運動・レクリエーション活動などを行うサービス
通所型サービスC	個人の活動として行う排せつ、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある方を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のための訪問を実施した上で、おおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービス

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	127,194	134,968	142,760	154,181	159,886	165,801	141,910

※令和5年度は見込値

③ その他の生活支援サービス事業

その他の生活支援サービス事業は、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められる市が定める事業です。栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等、定期的な安否確認、緊急時の対応及び住民ボランティア等が行う訪問による見守り等、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスなどが挙げられます。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防や市の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業で、各圏域に設置された地域包括支援センター及び市から指定を受けた居宅介護支援事業所が実施します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	23,577	23,225	23,833	24,571	25,480	26,423	26,423

※令和5年度は見込値

(2) 一般介護予防事業

市の独自事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する方を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として、下記の5事業を組み合わせて実施します。

- ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業
④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

また、高齢者においては、様々な健康課題を抱えていることから、後期高齢者医療制度における保険事業と一体的に事業を実施することにより、効果的に介護予防を推進していきます。

なお、今後については、随時、事業の実施方法等を見直し、情勢を踏まえながら国の目標を勘案しつつ、介護予防を充実していきます。

目標項目	現状値※	目標値
	令和4年度	令和7年度
① ほとんど外出しない及び週1回の外出頻度の人の割合	15.2%	10.0%以下
② 地域の会・グループ等に参加していない人の割合	約29.0%	25.0%
③ 一般介護予防事業への参加実人数	502人	650人

※現状値は、令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査回答結果

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

本市では、長寿はつらつ課において実施している高齢者世帯実態調査及び後期高齢者保健事業において、医療機関の未受診者等の複数の項目などにより、閉じこもり等の支援を必要とする方を把握するとともに、高齢者相談センターの訪問活動を通じて住民主体の介護予防活動につなげる取組を引き続き実施します。

なお、対象者の把握には、個人情報の取扱いに十分配慮していきます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する事業です。本市では、情勢に沿って、介護予防の普及啓発に資する取組を進めていきます。

また、社会参加の重要性を広めて通いの場や地域活動への参加を促したり、自宅で取り組める介護予防の内容等の個別の取組を促すことで、自分のライフスタイルに合わせて気楽に介護予防の取組ができるよう推進します。

②-i 介護予防ガイドブックの配布

市が実施する介護予防に資する活動のほか、老人クラブ等の活動などを掲載した「いきいき生活編」と認知症や高齢者相談センターに関する情報等を掲載した「あんしん生活編」を分冊化したガイドブックを作成し、配布しています。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	6,746	1,539	2,530	2,552	2,530	2,552	2,552
作成数	66,000	37,000	30,000	34,000	30,000	34,000	34,000

※令和5年度は見込値

※事業費の一部は保険者機能強化推進交付金により実施

②-ii 介護予防講演会の開催

有識者による介護予防や健康増進に関する講演会を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を強化します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	294	0	28	35	35	35	35
開催回数	1	1	1	1	1	1	1
参加者数	50	35	69	300	300	300	300

※令和4年度については、民間企業の社会貢献事業として講師派遣を依頼したため、無償で実施

※令和3年度については、認知機能測定会と同時開催したため業務委託料を含む。

②-iii 介護予防教室

健康づくりに意欲的に取り組む市民を育成するため、介護予防、生活習慣病及び健康増進の観点から、65歳以上の高齢者を対象により専門的な内容で健康体操等のプログラムを実施します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	—	1,813	386	2,629	2,629	2,629	2,629
開催回数	—	42	9	26	26	26	26
参加者数	—	435	126	520	520	520	520

②-iv いざ元気アップウォーキング

新座の四季を感じながら、近隣のウォーキングスポットを巡ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	41	40	4	4	4	4	4
開催回数	7	6	6	6	6	6	6
参加者数	137	177	180	180	180	180	180

※令和5年度は見込値

②-v 介護予防に資する冊子の配布

介護予防の冊子を市内の公民館や老人福祉センター等に設置し、自宅での継続的な介護予防の取組を促進します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	194	337	594	594	594	594	594
作成数	3,106	2,176	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

※令和5年度については、保険者機能強化推進交付金により実施

②-vi 各種測定会

介護予防に関心を持つきっかけづくりの場として、体力や認知機能など様々な測定会を開催します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	2,063	353	534	691	691	691	691
開催回数	5	2	4	2	2	2	2
参加者数	175	106	142	130	130	130	130

※事業費の一部は保険者機能強化推進交付金により実施

②-vii 介護予防手帳

高齢者が住み慣れた地域で生きがいや役割を持って、生き生きと楽しく暮らし続けることができるよう支援する手法の一つとして、介護予防手帳を作成し、高齢者相談センターを通じて市民に配布するとともに、市内の公民館や老人福祉センター等にも設置し、自宅での継続的な介護予防の取組を促進します。また、自立支援のケースでも活用できるよう、高齢者相談センターに活用方法の指導、フォローを行います。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	390	0	0	0	400	0	400
作成数	2,000	0	0	0	2,000	0	2,000

②-viii 自立支援啓発チラシ

自立支援の考え方を広く市民に啓発するためにチラシを作成し、高齢者相談センターや公共施設に設置します。また自立支援のケースでは、介護予防手帳とともに配布します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	686	0	0	0	400	0	400
作成数	35,000	0	0	0	2,000	0	2,000

②-ix 地域活動マップ

定期的に参加することで健康維持に効果があると言われる、市内の通いの場の情報を掲載したマップを作成し、配布しています。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	—	6,686	7,796	8,859	8,859	8,859	8,859
作成部数	—	33,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
掲載団体数	—	289	241	250	250	250	250

②-x 通いの場への出張講座

事業に参加しない高齢者に対しても幅広く介護予防の普及啓発を行うため、通いの場に市職員やリハビリ専門職等を派遣し、新座快適みらい都市づくり出前講座の一つとして健康に関する講座等を実施します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
実施講座数	—	7	12	12	12	12	12

※令和5年度は見込値

※事業費については、⑤-iiiを参照

②-xi いきいき健康つうしんの配信

市内で実施する介護予防イベントや健康に関する情報などをメールマガジンとして定期配信してまいります。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行ったり、地域で主体的に活動できる介護予防ボランティアの養成を実施します。

また、介護予防に資する取組やボランティア活動への参加等、個人での取組に対してポイントを付与する事業を実施することで、地域で活動するきっかけを作り、高齢者の社会参加をより推進してまいります。

③-i にいぎの元気推進員の養成

地域における健康づくりの中心的な担い手となる人材（にいぎの元気推進員）の養成に努めます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	0	724	0	0	1,014	0	1,014
受講者数	0	14	27	0	20	0	20
推進員養成数	0	12	18	0	20	0	20
活動人数	110	96	67	90	110	110	110

③-ii にいぎの元気推進員のフォローアップ

にいぎの元気推進員が地域で主体的な介護予防活動の推進や介護予防に関する幅広い知識の習得ができるような内容を検討し、フォローアップ講座や講演会等を開催します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	0	796	769	680	0	680	680
開催回数	0	11	8	12	0	12	12
参加者数	0	77	85	280	0	280	280

※事業費の一部は保険者機能強化推進交付金により実施

③-iii にいぎ元気アップトレーニング

歩いて通える集会所等で住民主体の運営により、介護予防の効果が検証されている体操（元気アップトレーニング）を週1回以上実施するグループの活動を支援します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
活動グループ数	28	28	26	30	30	30	30

※令和5年度は見込値

※事業費については、⑤-iiiを参照

③-iv ほっと茶や事業

町内会及び社協支部において、地域の高齢者の介護予防及び健康増進を目的としたサロンを開催しています。今後は、情勢に応じた実施方法を検討しながら、サロンだけでなく、様々な種類の通いの場の支援も推進していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	33	110	120	720	720	720	720
開催回数	0	22	24	144	144	144	144
参加者数	0	216	240	1,440	1,440	1,440	1,440

※令和5年度は見込値

③-v 健康長寿ポイント事業

新座市が実施する介護予防事業や対象の施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与し、一定のポイントを集めた場合に記念品を贈呈する事業です。今後は、ボランティア活動先の拡充を推進していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	225	159	440	440	440	440	440
配布数	213	312	250	300	350	400	400
記念品交換数	62	104	110	120	130	140	140

※令和5年度は見込値

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ることを目的としたものです。本市では、国の定める指標に基づき目標値を定期的に調査することに加え、後期高齢者保健事業の医療データを活用しながら各事業の評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、市が地域における介護予防の取組を機能強化するために、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものです。

⑤-i 個別地域ケア会議におけるケアマネジメント支援

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	240	230	240	240	400	480	480
理学・作業療法士派遣回数	24	23	24	24	40	48	48

※令和5年度は見込値

⑤-ii リハビリテーション職等専門職派遣

派遣された専門職が高齢者相談センターやサービス事業所等の職員に対して、要支援者及び事業対象者の自立に資するよう、個々の状態に合わせた支援内容の助言・指導を行い、ケアマネジメントの実践力向上を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	0	0	60	300	300	300	300
派遣回数	0	0	3	15	15	15	15

※令和5年度は見込値

※保険者機能強化推進交付金により実施

⑤-iii 通いの場への介護予防に関する技術的助言

地域の通いの場にリハビリテーション職を派遣し、トレーニング方法の指導及び体力測定等を実施します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費（千円）	0	0	310	540	520	520	520
リハビリテーション職派遣人数	0	6	7	54	52	52	52

※令和5年度は見込値

※令和4年度は、介護保険課の職員及び市内介護老人保健施設（地域貢献活動として無償）のリハビリテーション職を派遣したため、事業費はかからなかった。

2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)のことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムを推進していく中核機関として、平成19年度から各日常生活圏域に設置しています。

本市では、地域包括支援センターについて、より市民に周知・浸透されやすく、また親しみを持っていただけるように、呼称を「高齢者相談センター」としています。

なお、センターは各圏域に1か所の設置となっていますが、西部地区及び北部第一地区においては、高齢者人口の増加に対応するため、2か所設置しています。

さらに、今後の超高齢化社会において、市内高齢者相談センター間の総合調整や多様化する課題に対応するため、後方支援機能を有する基幹型高齢者相談センターの設置等を検討し、センター全体の質の向上に資する体制整備に取り組んでいきます。

圏 域 名	センター呼称	含まれる地区
東部第一地区	東部第一高齢者相談センター	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	東部第二高齢者相談センター	畑中・馬場・栄・新塚
西 部 地 区	西部高齢者相談センター	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	西堀・新堀高齢者相談センター	新堀・西堀
南 部 地 区	南部高齢者相談センター	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	北部第一高齢者相談センター	東北・東
	野火止五～八丁目高齢者相談センター	野火止五～八丁目
北部第二地区	北部第二高齢者相談センター	中野・大和田・新座・北野

また、次に掲げる事業を地域包括支援センターに委託し、市と連携のもと地域包括ケアを推進します。

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

① 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークを構築し、更なる充実を図ります。

② 実態把握

①で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。具体的には、介護保険サービスや市のサービスを利用していない高齢者に対して、個別に訪問すること等により、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげるように努めます。

③ 総合相談支援

③-i 初期段階の相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断するとともに、多様化、複雑化する相談内容に対応可能とする専門性の向上及び的確な情報提供、関係機関と連携し、ワンストップサービス機能を強化していきます。

③-ii 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。また、支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的な情報収集を行うなど、高齢者及びその家族への支援に努めます。そのためにも、専門職の質の向上、関係機関等との連携を強化していきます。

④ 家族を介護する者に対する相談支援

地域における高齢者の在宅生活を支えるためには、介護を行う家族に対する支援も重要であることを踏まえ、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、認知症総合支援事業における認知症カフェ(オレンジカフェ)(P101)や任意事業における家族介護支援事業(P106)等と連携して支援を行います。

⑤ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

総合相談支援の実施に当たっては、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、相談者とその家族が抱える地域生活課題の把握に努めながら支援を行います。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係医療機関等の連携を図り、また、在宅と施設の連携を行うなど、地域において、多職種相互の協働と連携により介護支援専門員を支援していきます。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備を推進します。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を充実させます。

③ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、地域ケア会議等を活用した事例検討会や自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

④ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例を分析し、地域課題やニーズを把握するとともに、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。また、圏域別地域ケア会議の開催に向け、会場確保や専門職の派遣等により連携していきます。

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項

1 地域包括支援ネットワークの構築について

本事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマル等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。このため、こうした連携体制を支える共通基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターはこれらの関係者との連携に努めていくことが求められています。

本市においては、そのための手段の一つとして、地域包括支援センターが生活支援体制整備事業における地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実へとつなげていきます。

2 地域ケア会議の実施について

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効率的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下「関係者」という。)により構成される会議(以下「地域ケア会議」という。)を設置しています。

個別ケースを検討する地域ケア会議(地域ケア個別会議)は、高齢者相談センター等が主催し、医療・介護等の専門職を始め、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものです。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア個別会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努めていきます。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市町村と高齢者相談センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められます。

このように、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいくことが重要であるため、「地域ケア推進会議」を市で開催し、地域課題の解決につなげていきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期 推計
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
地域ケア個別会議開催数	12	16	16	18	20	24	24
地域ケア推進会議開催数	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込値

3 包括的支援事業(社会保障充実分)

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの多角的な観点から高齢者を支援し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者や認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、本市では埼玉県、朝霞地区4市・朝霞地区医師会(地域包括ケア支援室)、在宅医療・介護事業所等と協力し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。特に、地域住民が在宅医療や介護について理解し、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて熟知できるよう普及啓発を強化します。

① 医療・介護関係者の情報共有の支援

①-i 地域の医療・介護の資源把握

朝霞地区4市の医療機関、介護事業所等の機能や特徴を把握し、市民や医療・介護関係者が有益な情報を知るための医療・介護資源リストを作成し、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
朝霞地区リスト掲載事業所数(新座市)	254	254	254	270	280	280	280

※令和5年度は見込値

①-ii 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築と情報共有の推進

医療と介護が共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)が切れ目なく一体的に提供できるよう「地域包括ケア支援室」と協力し、より円滑な情報連携について、検討していきます。また、入退院支援時の一体的な体制整備を推進するため、朝霞地区入退院支援ルール(メディカル・ケア・ステーション)等のICTの活用を促進していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
MCS登録事業所数(新座市)	22	33	40	50	60	70	250
医療・介護事業所における入退院支援ルールの認知度の割合(%)	—	—	62.7	—	—	75.0	90.0

※令和5年度は見込値

② 在宅医療・介護連携関係者に関する相談支援

現在、地域の在宅医療・介護連携を支援する窓口として設置している「地域包括ケア支援室」において、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受け付けます。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や患者、利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関、介護事業者相互の紹介を行う体制を整えていきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
問合せ・相談件数	20	15	20	30	40	50	50

※令和5年度は見込値

③ 医療・介護関係者の研修

「朝霞地区医療介護連携推進会議」において、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行うとともに、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者には医療に関する研修を実施します。

また、研修内容については、朝霞地区医師会等関係機関と協力し、現場に即した早い段階からのテーマ設定や継続性、時期等を調整し、多くの医療・介護関係者が参加できるよう実施していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
研修受講者数	70	102	68	90	100	110	110
研修回数	1	3	2	3	3	3	3

※令和5年度は見込値

④ 地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要であるため、在宅医療・介護に関連した講演会やシンポジウム等の開催や普及啓発のチラシを作成・配布等により地域住民への在宅医療・介護連携の理解を促進します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
在宅医療の認知度の割合(%)	—	56.1	—	—	60	—	90.0
人生会議(ACP)の認知度の割合(%)	—	14.2	—	—	20	—	90.0

④－i 地域住民・関係者への講座の開催

地域住民が人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて知ることも、適切な在宅での療養生活を送るために重要であることから住民への普及啓発ワーキンググループを中心に、市民対象の医療・介護の出張講座や、関係者や市民団体への出前講座の開催、介護予防ガイドブックの作成・配布等在宅医療・介護連携の理解を促進するための効果的な方法を検討し、実施していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域住民・関係者向けの講座参加者数	137	164	184	210	240	270	270
実施回数	7	7	7	7	8	9	9

※令和5年度は見込値

④－ii エンディングノートの作成・配布

これからの人生をより良く生きるためのきっかけや人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りについて考えるきっかけとなる新座市版エンディングノートの作成・配布をします。また、人生会議（ACP）についての図書館での特集展示や普及啓発チラシの作成など、効果的な方法を探りながら広く周知していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
配布数	994	934	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

※令和5年度は見込値

⑤ 地域の現状分析・課題抽出・施策立案

朝霞地区4市の医師会と自治体の代表者が参画する「朝霞地区在宅医療・介護連携推進連絡会議」や朝霞地区4市の医療・介護関係の代表者が参画する「朝霞地区在宅医療・介護連携推進会議」、及び在宅医療・介護連携拠点と朝霞地区4市の担当で検討する「地域包括ケア支援室・朝霞地区4市担当者連絡会議」を開催し、朝霞地区における在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策の検討を行い、広域（朝霞地区4市）で問題解決に取り組みます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
朝霞地区在宅医療・介護連携推進連絡会議	0	1	1	1	1	1	2
朝霞地区在宅医療・介護連携推進会議	4	5	4	4	4	4	4
地域包括ケア支援室・朝霞地区4市担当者連絡会議	10	11	11	10	10	10	10

※令和5年度は見込値

(2) 生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的として、次の取組を推進します。

① 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

生活支援の担い手の養成や関係機関のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等の役割を果たす「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」について、市区域で活動する第1層コーディネーターとして1名、日常生活圏域で活動する第2層コーディネーター6名を配置しています。今後は、第1層コーディネーターを増員し、地域福祉推進協議会との連携等関係性を整理しながら事業を推進します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
第1層コーディネーター 配置人数	1	1	1	3	3	3	3
第2層コーディネーター 配置人数	6	6	6	6	6	6	6

② 協議体の設置及び運営

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

今後は、第1層コーディネーターを増員し、地域福祉推進協議会との連携等関係性を整理しながら事業を推進します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
第1層協議体数	1	1	1	1	1	1	1
第2層協議体数	6	6	6	6	6	6	6

(3) 認知症総合支援事業

認知症基本法が令和5年6月に成立したこと、今後認知症の人の増加が懸念されることから、認知症の人※を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関や介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を踏まえ、次の取組を強化、推進します。

※ 認知症の人には、第2号被保険者を含みます。例えば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けられる体制を構築するために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を市内の医療機関等に配置し、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師等の指導の下、自立生活のサポートを行っています。また、本市では、新座市認知症施策検討委員会を設置し、認知症事業に関する地域課題の抽出や支援体制についての協議を行っています。今後も引き続き、本委員会を開催し、認知症初期集中支援チーム事業における評価と、認知症施策全体の課題等の抽出を推進します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、全ての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要です。

このため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を、令和5年度時点で市内に10名配置しています。今後も推進員の資質の向上を図るため、研修への参加を促進します。また、同推進員による取組の一つとして、介護事業所の職員を対象とした研修会を開催しており、今後も同研修会について、更なる周知拡大を図ります。また、地域の認知症の人やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担の軽減を図る認知症カフェ（オレンジカフェ）の更なる拡大を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症地域支援推進員数	9	9	10	10	10	10	10

②-i 認知症の人の家族に対する支援事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るための取組として、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を開設しています。今後は、引き続き市のホームページ等で周知するとともに、開催箇所を拡充していきます。

【認知症カフェ(オレンジカフェ)】

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
会場数	3	3	5	7	8	8	8
開催回数	36	27	54	84	96	96	96
参加者数	—	254	540	840	960	960	960

※令和5年度は見込値

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、認知症カフェの代替として月1回認知症電話相談窓口を設置した。

②-ii 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

認知症ケアの対応力向上を図るため、介護サービス事業所職員等を対象とした研修を実施します。今後は、研修会開催の周知を強化し、参加を促進します。

【介護サービス事業所職員のための認知症ケア講座】

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催回数	1	1	1	1	1	2	2
参加者数	9	26	30	40	40	60	60

※令和5年度は見込値

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援(外出支援や見守り等)をつなぐ仕組みであるチームオレンジを設置し、「共生」の地域づくりを推進します。

チームの立ち上げについては、チームオレンジコーディネーターを中心に認知症の人や地域との連携を図りながら行います。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
チームオレンジコーディネーター 配置人数	0	0	0	9	9	9	9
運営チーム数	0	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込値

(4) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議推進事業の内容については、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の実施に際しての「留意事項 2 地域ケア会議の実施について(P95)」に記載のとおりです。

本市では、地域ケア個別会議のうち、「自立支援型地域ケア会議」において、これまで扱っていた多職種協働による要支援者及び事業対象者のケースのほか、第8期計画から居宅介護支援事業所の要介護者のケース検討も行っています。今後は、居宅介護支援事業所の要介護者のケース検討の実績を積み、自立支援型地域ケア会議から地域包括支援センターを主導とした会議に移行していきます。また、自立支援型地域ケア会議で共有された地域課題を地域づくりや資源開発に結びつけ、更なる展開を図ります。

4 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険事業の安定化を図るとともに、高齢者及び家族を支援するため、次の各種事業を実施します。

(1) 介護給付費等費用適正化事業

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促す事業であり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものとして実施します。

① 認定調査状況チェック【主要3事業】

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて、点検を実施します。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等についての分析や認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、年に一度、合議体の委員の組換えを行うとともに、職員、市内の指定居宅介護支援事業所に対し、調査マニュアル、特記事項の重要性を理解してもらうため、定期的に研修への参加を促進します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
点検数(委託分)	335	319	1,715	2,040	2,182	2,334	2,531
点検数(直営分)	3,954	4,101	4,800	5,300	5,800	6,300	6,728

※令和5年度は見込値

② ケアプラン等の点検【主要3事業】

②-i ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を実施し、ケアプラン分析システムを活用し、介護支援専門員とともにケアプランを検証することで、介護支援専門員の「気づき」を促していきます。市職員が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとすサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
ケアプラン点検件数	5	2	4	4	4	4	4
過誤申立件数	0	0	0	0	0	0	0
過誤申立金額	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込値

②－ii 住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、訪問調査等を行って状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事前の受給者宅の実態確認件数	0	0	0	－	－	－	－
施工後の訪問調査件数	0	0	0	－	－	－	－
指摘件数	0	0	0	－	－	－	－

※令和5年度は見込値

②－iii 福祉用具購入・貸与調査

適正化システムによる各福祉用具の貸与品目の単位数の把握により、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース及び同一種目の複数利用について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

これにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
実態調査件数	0	0	0	－	－	－	－
指摘件数	0	0	0	－	－	－	－

※令和5年度は見込値

③ 医療情報との突合・縦覧点検【主要3事業】

③－i 縦覧点検

適宜、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会との連携を図りながら、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

③-ii 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
点検件数	8,928	9,943	9,943	—	—	—	—
過誤申立件数	34	31	31	—	—	—	—
過誤申立金額	279,465	331,892	331,892	—	—	—	—

※令和5年度は見込値

④ 給付実績を活用した分析・検証事業

上記の主要3事業を効果的・効率的に実施するため、国民健康保険団体連合会で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、適正化システム等を活用するとともに実地指導により詳細な記録を確認し、不適切な給付や事業者を発見した場合は、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
過誤申立件数	0	0	0	—	—	—	—
過誤申立金額	0	0	0	—	—	—	—

※令和5年度は見込値

⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

介護給付費の適正な執行は、受給者に対して真に必要とする過不足のないサービスを実施することを通じて、受給者や地域からの事業者の信頼を高め、事業者自身の健全な発展を推進することに寄与するものです。そのため、指導監督事務における集団指導及び個別指導を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけていきます。

⑥ リハビリテーション職等専門職派遣(再掲)

派遣された専門職が地域包括支援センターやサービス事業所等の職員に対して、要支援者及び事業対象者の自立に資するよう、個々の状態に合わせた支援内容の助言・指導を行い、ケアマネジメントの実践力向上を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	0	0	60	300	300	300	300
派遣回数	0	0	3	15	15	15	15

※令和5年度は見込値

※保険者機能強化推進交付金により実施

(2) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を介護する人の支援のため、以下の取組を推進します。

① 家族介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を実施します。また、教室の中で介護者同士の交流を行うなど、内容のさらなる充実を図ります。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	175	211	14	30	30	30	30
開催回数	1	1	1	2	2	2	2
参加延人数	30	14	22	60	60	60	60

※令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、身体接触を伴わない内容に変更し、認知症サポーターフォローアップ講座と併せて認知症VR体験講座を実施した。

② 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、ひとり歩き高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りを行います。

②-i ひとり歩き高齢者等家族支援サービス事業

認知症等によりひとり歩きのある高齢者等の家族に対して、位置探索機を貸し出し、本人の行方がわからなくなったときに居場所を検索します。今後も引き続き、チラシの配布、市ホームページ及び広報への掲載により事業を周知します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	910	858	930	2,178	2,178	2,178	2,178
利用人数 ()内は自己負担	35 (16)	31 (15)	37 (19)	50 (10)	50 (10)	50 (10)	50 (10)

※令和5年度は見込値

②－ii 高齢者見守りステッカー配布事業

認知症等によりひとり歩きのある高齢者等の家族に対して、登録番号入りのステッカーを配布し、行方不明時の早期発見・早期保護・事故防止に役立てるものです。今後も引き続き、新座警察署及び各高齢者相談センターと連携して周知していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
事業費(千円)	220	251	250	300	300	300	300
利用者数	240	305	200	260	320	380	800

※令和5年度は見込値

※利用者数は事業開始以来の累計人数であり、令和5年度に利用状況の現状確認を行った結果、廃止希望や施設入所等で利用していない方が判明したため、利用者数が減少した。

②－iii 認知症高齢者見守り模擬訓練

ひとり歩き高齢者の保護及び早期発見の観点から、地域住民や町内会、高齢者相談センター等が連携を図り、ひとり歩き高齢者への対応や地域での連携方法について模擬訓練を実施します。今後は、町内会等への事業周知により、協力要請及び円滑に開催準備ができるよう推進するとともに、幅広い世代に参加してもらえよう内容を工夫していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催回数	0	8	8	8	8	8	8
参加者数	0	113	120	120	120	120	120

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※令和5年度は見込値

(3) サービス事業者との連携と支援

① サービス事業者への支援

質の高いサービスが提供されるよう、サービス事業者への情報提供や資質向上のための研修機会を設けるとともに、事業者からの問合せ・相談等に随時対応していきます。

介護支援専門員（ケアマネジャー）同士の連携や知識、資質の向上を図るため、研修会等を開催するとともに、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例については、居宅介護支援事業所にも対象を拡大し、適宜地域包括支援センターにおける地域ケア会議等を活用し、問題解決を図ります。

また、サービス事業者等が作成する各種申請については、「電子申請・届出システム」の活用に向けて準備を進めるとともに、事業所の負担軽減に向けた活用支援を行っていきます。

さらに、介護事業所職員等を対象に、感染症対策やハラスメント防止の対策等について、集団指導や個別の指導等において支援していきます。また、社会情勢を勘案しながら研修内容を検討し実施します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
研修への参加者数	70	60	80	80	80	80	80

※令和5年度は見込値

② サービス事業者への感染症及び非常災害発生時の対策支援

新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえ、感染症等の発生時に備えて、日頃から必要な衛生用品を備蓄するよう周知しています。

また、介護保険法等の関係法令の規定により義務付けられている非常災害対策計画、業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延防止のために指針の作成やその他の必要な措置について、運営推進会議や運営指導、集団指導の際に、計画の作成状況や訓練の実施状況等の確認及び指導を行います。

非常災害対策計画については、火災や地震だけでなく、施設が属する地域や地形によっては、水害や土砂災害等も含む内容にすること、避難訓練については、日中だけでなく夜間の時間帯等も想定した内容にすること等の周知及び助言をしていきます。

また、防災部局と連携し、事業所への災害対策に関する啓発や県の補助事業の情報提供等支援していきます。

(4) その他の事業

① 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る住宅改修が必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行います。

また、広く事業の周知を図るため、周知方法について検討を行います。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
助成件数	13	11	14	12	12	12	17
助成額	27,600	24,000	30,800	26,400	26,400	26,400	37,400

※令和5年度は見込値

② 認知症サポーター等養成事業

②-i 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を促進します。

今後も、小中学校及び企業等への実施拡充に向け、更なる周知を促進していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催回数	7	21	25	30	30	30	30
養成人数	66	342	700	800	800	800	800

※令和5年度は見込値

②-ii 認知症サポーターに対するフォローアップ事業

認知症サポーター養成講座受講者に対するフォローアップ事業を実施し、認知症サポーターの地域での活動の充実を図ります。なお、事業の実施に当たっては、引き続き、高齢者相談センターと連携し、実施方法を工夫していきます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期推計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催回数	1	1	9	1	1	1	1
参加延人数	30	14	110	30	30	30	30

※令和5年度は見込値

※令和3年度、4年度は家族介護教室と併せて実施した。

②-iii 認知症サポート事業所ステッカー交付事業

認知症の人やその家族が、地域で安心して生活し続けるために、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターが所属している事業所等に対し、認知症サポート事業所ステッカーを交付します。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期 推計
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
交付事業所数	0	1	2	2	2	2	2
交付総数	19	20	22	24	26	28	28

※令和5年度は見込値

③ 認知症に関する普及啓発

③-i 認知症体験会

認知症の人が見えている世界を体験することで、認知症に対する理解を深めます。

区分	第8期実績値			第9期計画値			中・長期 推計
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
開催回数	—	—	—	1	1	1	1
参加人数	—	—	—	40	40	40	40

③-ii オレンジPR

認知症月間である9月から埼玉県ケアラー月間である11月までを普及啓発の強化期間とし、認知症を正しく理解してもらうため、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色で市内を装飾したり、認知症やケアラーに関する展示等の普及活動を行います。

④ 高齢者の日常生活を支えるための移動手段の確保

元気な高齢者が交通手段のないことを理由に外出することを控え、閉じこもり傾向に陥ることを防ぐとともに、日常生活における行動範囲の維持・拡大、社会参加の促進を図る必要があります。

本市の公共交通については、今後「新座市地域公共交通会議」において、地域公共交通計画の策定に向け検討を行います。引き続き交通担当部門と連携し、高齢者の移動手段の確保について、検討を進めていきます。

5 地域支援事業の事業費の見込み

これまでにみた地域支援事業に対応した事業費は、下表のとおりです。

(単位：千円)

区分	第9期計画期間			中・長期 推計
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
総事業費	515,936	526,246	533,040	507,930
介護予防・日常生活支援総合事業費	229,648	239,657	246,390	221,280
介護予防・生活支援サービス事業費	196,337	203,539	211,007	185,897
介護予防ケアマネジメント事業費	24,571	25,480	26,423	26,423
一般介護予防事業費	8,740	10,638	8,960	8,960
介護予防把握	0	0	0	0
介護予防普及啓発	6,675	7,453	6,675	6,675
地域介護予防活動支援	1,265	2,245	1,265	1,265
一般介護予防事業評価	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援	800	940	1,020	1,020
包括的支援事業費	281,929	282,218	282,267	282,267
地域包括支援センターの運営	236,562	236,562	236,562	236,562
社会保障充実分	45,367	45,656	45,705	45,705
在宅医療・介護連携推進事業費	7,086	7,115	7,144	7,144
生活支援体制整備事業費	32,000	32,000	32,000	32,000
認知症総合支援事業費	3,972	3,992	3,892	3,892
地域ケア会議推進	2,309	2,549	2,669	2,669
任意事業費	3,804	3,804	3,804	3,804
その他諸費	555	567	579	579

